

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 号第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 30 日

藤里町長 佐々木 文 明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

粕毛・米田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 30 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数 : 29

法人	3 経営体
個人	26 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

~~担い手は十分確保されている~~ / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者・農業をリタイア・経営転換する人・担い手の分散錯圃を解消するため、利用権を交換しようとする人は、農地中間管理機構に貸し付けるよう努める。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・ 離農、規模縮小を予定する農地所有者、耕作者の農地は、地域の中心となる経営体に集積していく方針である。
- ・ 中心となる経営体への農地集積は進んでいるものの、ほ場が複数の地区に分散している農地も見られる。農地の面的な集積を促し作業効率の向上を図るとともに、機械の共同化を進めることで生産経費の削減に努め、農業経営の強化を促進する。
- ・ 矢坂上野地区はほ場整備事業が予定されていることから、矢坂地区から分離して単独地区とさせる。。